

変更後

運 営 規 程

生活介護・就労継続支援B型

平成24年4月

社会福祉法人ひまわりの会
指定障害福祉サービス事業所
児島自立支援センターひまわり

社会福祉法人ひまわりの会
指定障害福祉サービス事業所 児島自立支援センターひまわり
生活介護・就労継続支援 B 型運営規程

第 1 章 事業の目的等

(事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人ひまわりの会（以下「ひまわりの会」という。）が運営する障害福祉サービス事業所児島自立支援センターひまわり（以下、「事業所」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（平成25年4月施行。以下「支援法」という。）の理念に基づき、事業所の職員（以下「職員」という。）が、支給決定に係わる障害者（以下「利用者」という。）の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害福祉サービス計画を作成し、これにより指定福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施、その他の措置を講ずることにより、自立的に地域生活を送れるよう支援することを目的とする。
- 2 ひまわりの会が運営する指定生活介護の事業は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した生活に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
- 3 ひまわりの会が運営する指定就労継続支援 B 型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第 2 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
- (1) 名 称 児島自立支援センターひまわり
- (2) 所在地 岡山県倉敷市林 1 1 3 8

(提供するサービスの種類、利用定員)

- 第 3 条 ひまわりの会が、本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類と利用定員は次のとおりとする。
- (1) 指定生活介護 15名
- (2) 指定就労継続支援 B 型 20名
- 2 事業所は、前項の利用定員を超えて指定生活介護、指定就労継続支援 B 型の提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第 2 章 指定障害福祉サービスの運営方針

(指定障害福祉サービスの取扱方針)

- 第 4 条 職員は、障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 2 職員は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明するものとする。

- 3 事業所は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第 5条 事業所は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(介護等)

第 6条 職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 3 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。
- 4 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。
- 5 職員は、指定生活介護の提供に当たっては、希望により入浴の支援を行う必要がある場合には有料でその支援を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、常時一人以上の職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(訓練)

第 7条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行うものとする。

- 2 職員は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対しその有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。
- 3 職員は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、希望により入浴の支援を行う必要がある場合には有料でその支援を適切に行うものとする。
- 4 事業所は、常時一人以上の職員を訓練に従事させるものとする。
- 5 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により当該事業所の職員以外の者による訓練を受けさせないものとする。

(生産活動)

第 8条 事業所は、指定生活介護、指定就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

- 2 職員は、指定生活介護、指定就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮するものとする。
- 3 職員は、指定生活介護、指定就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性を踏まえた工夫を行うものとする。
- 4 職員は、指定生活介護、指定就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっ

ては、防塵設備又は消火設備の設置など、生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（工賃の支払い）

第 9 条 事業所は、指定生活介護、指定就労継続支援B型の生産活動に従事している利用者に、当該指定生活介護、指定就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃又は本人支給金として支払うものとする。

（実習の実施）

第 10 条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先を確保するものとする。

2 事業所は、前項の実習受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うように努めるものとする。

（求職活動の支援等の実施）

第 11 条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するものとする。

2 事業所は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

（職場定着のための支援の実施）

第 12 条 職員は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六ヵ月以上、職業生活における相談等の支援を継続するものとする。

（食 事）

第 13 条 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業所は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

4 調理は、あらかじめ作成された献立にしたがって行うものとする。

（預り金の管理、出納等）

第 14 条 事業所は、指定生活介護、指定就労継続支援B型の利用者又はその家族等の依頼と同意を受け、日々の用に供する現金を「預り金」として預かるものとする。

2 預り金は、別に定める「預かり金管理規程」により、適正に管理するものとする。

（心身の状況等の把握）

第 15 条 職員は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものと

する。

(地域の福祉支援関係機関等との連携)

第16条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、教育機関、他の福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

- 2 事業所は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 3 章 虐待防止のための措置

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修の実施をする等の措置を講ずるものとする。

- 2 職員は、利用者に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- 3 虐待を受けたと思われる利用者（障害児）等を発見した場合の自治体への速やかな通報、及び必要な措置の実施、及び必要な措置の実施並びに自治体が行う調査への協力を行うものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、利用者の身体拘束を行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、家族への状況の説明と同意を受けた後、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができるものとする。

第 4 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第19条 本事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、職員及び業務の管理、その他の管理を一元的に行う。また、職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
 - ア 次条に規定する障害福祉サービス計画の作成等に関すること。
 - イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る市町村、教育、保健、医療・福祉サービスを提供する事業者への照会等により、その者の心身の状況、サービス等の利用状況等を把握すること。
 - ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行なうこと。
 - エ 他の職員に対する技術指導又は助言を行うこと。
- (3) 生活支援員 基準省令に定められた人員（常勤 1 名以上）を配置する。
生活支援員は、指定生活介護、指定就労継続支援B型の提供において、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会

の各種相談に関するに従事する。

- (4) 職業指導員 基準省令に定められた人員（常勤 1 名以上）を配置する。
職業指導員は、指定就労継続支援B型の提供において、生産活動の実施や事業所内授産の指導を通して、一般就労に向けた知識・能力の向上を図るよう支援を行う。
- (5) 嘱託医 非常勤 1 名
嘱託医は、指定生活介護の提供において、日常生活上の健康管理及び療養上の指導助言を行う。
- (6) 看護師 非常勤 1 名
看護師は、指定生活介護の提供において、日常生活上の健康管理を行い、医師からの療養上の指導を支援に反映させるよう努める。
- (7) 調理員等 1 名以上
調理員は、作成した献立に従い、日々の調理業務に従事させるとともに、各種感染症や疾病を予防するため調理場或いは食堂等の掃除と消毒を定期的に行い、食事環境の美化と清潔に努める。
- (8) その他職員 指定障害福祉サービスの提供のため加算等で必要な職員。その基準省令に定められた員数。

（障害福祉サービス計画の作成）

第20条 管理者は、サービス管理責任者に障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者（児童においてはか家族）の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者（児童においては家族）に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した障害福祉サービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、障害福祉サービス計画を作成した際は、当該障害福祉サービス計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、障害福祉サービス計画の作成後、障害福祉サービス計画の実施

状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六ヶ月に一回以上（就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三ヶ月に一回以上。）障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する障害福祉サービス計画の変更について準用する。

第 5 章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第21条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とし、具体的には年間計画によって示すものとする。
- (2) 営業時間は、営業日の午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) 営業日のサービス提供時間
指定生活介護、指定就労継続支援B型は、営業日の午前9時00分から午後4時00分までとする。

第 6 章 利用者から受領する費用の額

（指定生活介護の内容）

第22条 本事業所で行う指定生活介護の内容は、昼間において次の便宜を提供することとする。

- (1) 排泄及び食事等の介護
- (2) 創作活動及び生産活動の機会の提供
- (3) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助
- (4) 前各号に掲げるサービス等に付帯する相談・助言等
 - ① 個別支援計画に基づき、家庭を訪問し相談支援及び指導を行う。
 - ② 5日以上利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して相談支援を行う。
- (5) 送迎サービス（希望者のみ）
- (6) その他の必要な支援
 - ① 利用者からの要望を考慮し、利用者（障害児）の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めるものとする。

（指定就労継続支援B型の内容）

第23条 本事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他の必要な支援
- (4) 本施設とは別の場所で行われる企業等での施設外就労、施設外支援など職場実習、企業実習等への支援
- (5) 前各号に掲げるサービス等に付帯する相談・助言等
 - ① 個別支援計画に基づき、家庭を訪問し相談支援及び指導を行う。

- ② 5日以上利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して相談支援を行う。
- (6) 送迎サービス（希望者のみ）
- (7) その他の必要な支援
 - ① 利用者からの要望を考慮し、利用者（障害児）の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めるものとする。

（利用者から受領する費用の額と範囲）

- 第24条 事業所は、法定代理受領を行う指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。
 - 3 事業所は、第1項又は第2項の支払いを受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。
 - ア 食事の提供に要する費用 520 円（食事提供体制加算対象者については、食材料315円のみ負担とする。）

食事の提供は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めるものとする。
 - イ 預かり金管理に要する費用 1,000 円（但し、事業者と同一法人内の他の事業者を利用する場合は、重複して支払いを受けない。）
 - ウ その他、利用者からの依頼に基づき提供するオプションサービスに要する費用
 - 4 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
 - 5 サービスの利用料及び費用は、日割りによって計算し、翌月10日までに合計利用料（月額利用料）請求書を利用者に送付する者とする。
 - 6 利用者は、月額利用料を翌月20日までに、事業所の指定する口座に振替又は直接窓口を支払うものとする。
 - 7 事業所は、利用者から月額利用料の支払いを受けた場合は、当該月額利用料に係る領収証を利用者（支払者）に対し交付するものとする。

第 7 章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

- 第25条 指定生活介護、指定就労継続支援B型の通常の事業の実施地域は、倉敷市の全域並びに隣接する岡山市、玉野市、浅口市、総社市、早島町とする。

第 8 章 サービス利用に当たっての留意事項

（入所契約）

- 第26条 事業所の利用は、障害者自立支援法に基づき本人及び成年後見人又は家族と管理者との契約によるものとする。

(サービスの提供の終了)

第27条 次の場合、市町村に連絡し、契約終了の措置を講じるとともに、関係者に連絡するものとする。

- (1) 利用者及びその家族から退所の申出があったとき。
- (2) 利用者が無断で20日以上利用せず、各種の支援によっても利用の見込みがないとき。
- (3) 利用者がけがや病気で病院等に入院し、3ヶ月を超えた場合又は3ヶ月以内に退院の見込みがないとき。
- (4) 利用者が、利用料金を施設からの督促に関わらず、3ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 利用者本人や他の利用者の生命・身体及び財物等に多大の損害を与えたとき又はその恐れがあるとき。
- (6) 利用者が死亡したとき。

2 前項の措置を行うとき、各市町村の関係機関と連絡協議し、サービスの提供を終了する手続きを行うものとする。

(規則の順守)

第28条 利用者又は家族等は、この規程に定めるもののほか、管理者が定める規則を順守するものとする。

(外出)

第29条 利用者が、外出しようとするとき、その都度、管理者に届け出て承認を受けなければならない。

(面会)

第30条 利用者が、家族等やその他外来者と面会しようとするときは、その旨を管理者に届け出、指定された場所で面会するものとする。

(私物、危険物の取扱)

第31条 利用者が生活上必要とする物品は、原則として、各人の責任において保管管理するものとする。ただし、貴重品・現金・刃物類等は、利用者又は家族の申出或いは同意により、事業所で管理することができるものとする。

- 2 自己や他の利用者に危害や損害を与えることが予想される場合、利用者から危険な物品を預かり、事業所で管理することができる。
- 3 利用者又はその家族等は、無断で火薬・薬品・油類その他の危険物(ストーブを含む)を、事業所内に持ち込むことはできないものとする。

(禁止行為)

第32条 利用者は、事業所内において、次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 他人の生命や身体、財物(事業所の財物を含む)に損害を与える行為
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他人の迷惑になる行為
- (3) 指定された場所以外で、火気を使用すること及び喫煙
- (4) 施設内の秩序、風紀を乱し、安全な生活を害する行為

(損害賠償)

第33条 利用者が故意又は過失によって事業所や個人の財物を毀損又は亡失した場合、その家族等は損害を賠償するものとする。ただし、管理者は事情により、その賠償を減免することができるものとする。

第 9 章 緊急時の対応及び非常災害対策

(緊急時における対応)

第34条 職員は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているとき、利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の場合、家族等に連絡を行い、経過と利用者の状態の説明等を行い、必要な協力を依頼することとする。

(非常災害対策)

第35条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援（受け入れ）に努めるものとする。

第 10 章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第36条 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により、市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(秘密保持)

第37条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(勤務体制の確保)

- 第38条 事業所は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務体制を定めておくものとする。
- 2 事業所は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の職員によって指定障害福祉サービスを提供するものとする。但し、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでないものとする。
- 3 事業所は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

- 第39条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(サービスの質の確保)

- 第40条 事業所は、管理者を含む職員によりサービス自主評価を実施するとともに、評価で明らかになった課題の改善に努める。
- 2 自主評価は、原則として岡山県障害者(児)施設サービス自主評価を使用するものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第41条 事業所は、適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用できるよう配慮するものとする。

(個人情報の保護)

- 第42条 事業所は、利用者(障害児)又はその家族から当該利用者に係る指定障害福祉サービスの提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該利用者の不利益にならない範囲において可能な限り開示する。

(その他)

- 第43条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひまわりの会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(改正)

- 第44条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改正・施行する。

この規程は、平成24年4月1日から改正・施行する。

(就労移行支援の廃止。就労継続支援B型と生活介護の定員の変更。児童発達支援、放課後等デイサービスの単位ごとのサービス提供時間と員数の表記。営業時間の変更。送迎サービスの附記。)

この規程は、平成24年4月1日から改正・施行する。

(児童福祉法改正により、児童デイサービスの条文等を削除。指定障害児通所支援の事業の運営規程は新たに別に定める。条文中生活介護の生活が脱落してい

たので付加。また、第23条、第24条の各条の1項(5)の相談、訪問支援を具体的に表記修正。)

この規程は、平成25年4月1日から改正・施行する。

(「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」〈障害者総合支援法〉に改正による